1 地域限定型 規制のサンドボックス制度とは

- 自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用などの、高度で革新的な近未来 技術に関連する過去に類例のない実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円 滑に実現できるようにする。
- 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わり、事前規制は最小化する。

サンドボックス制度における特例

・自動運転に係る特例(道路運送車両法・道路交通法の特例)(道路運送車両法第41条) (道路交通法第77条)

保安基準の一部を適用しない

ものとする・

道路使用許可

があったものとみなす

(法第25条の3第1項)

(法第25条の4第1項)

・無人航空機 (ドローン) に係る特例 (航空法の特例) (航空法第132条・第132条の2) **飛行空域の許可・飛行方法の承認**があったものとみなす

(法第25条の5第1項、第2項)

・電波利用に係る特例(電波法の特例)(電波法第12条・第27条の5) 実験等無線局として無線局の免許を速やかに与える

(法第25条の6第1項)

規制のサンドボックス制度とは

イノベーション促進のために、一時的に規制の適用を停止するなど、新たなビジネスの実験場の仕組みとしてイギリスなどで始められた「規制の砂場 (Regulatory Sandbox)」をいう。これを参考に、特区においても、監視・評価などの事後チェックルールを整備し、近未来技術実証に関する事前規制 ・手続きを見直すことで、迅速・円滑に実証実験を実現する仕組みを設けようとするもの。